

平成28年度 第9回 西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成28年12月20日（火） 午後2時27分から午後2時55分まで

2. 場所： 西宮市役所東館 805会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1 番	吉田 昭光
（会長職務代理者）	2 番	坂口 文孝
（委員）	5 番	岡田 義治
	6 番	茶谷 勝視
	7 番	大前 輝雄
	8 番	松本 俊治
	9 番	森畑 義明
	10 番	奥村 幸弘
	11 番	丸 幸良
	12 番	松田 秀夫
	13 番	二本松 義人
	14 番	高田 孝

【事務局】

（事務局長）	増尾 尚之	（産業文化局長）	田村 比佐雄
（主査）	吉田 順二	（産業部長）	部谷 昭治
（副主査）	錢田 広之		
（副主査）	東 孝二		

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第11号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

<審議結果：承認>

【議案第12号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件

<審議結果：承認>

【議案第13号】 非農地証明書交付の件

<審議結果：承認>

【報告第30号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第31号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第32号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容：

午後2時27分 開始

議長

委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、11番の丸委員と、12番の松田委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第11号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第11号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。【議案書朗読】

本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農地法第5条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会が、県知事に意見書を送付し、県知事が許可することとなります。意見書の送付にあたっては、「立地基準」と「一般基準」を満たしているかどうかを検討しますが、そのいずれかの基準を満たさない場合は、許可できないこととなります。まずその「立地基準」と「一般基準」について簡単にご説明いたします。「立地基準」とは、農地の程度、例えば規模、集団性、市街化の程度に応じて農地を区分し、その区分により転用できるものを限定するための基準となります。一方「一般基準」とは、当該農地での転用事業の必要性、程度の妥当性、代替性等を添付書類等によって確認し、実現可能なものかどうかを判断する基準となります。

それでは、本日お配りしております資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」をご覧ください。【資料朗読】

資料のとおり、本申請地は、側道に上下水道管はありませんが、転用地から概ね50m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため、「第2種農地」に該当し、「立地基準」は満たすものと考えております。また、「一般基

準」につきましては、書類等を確認したところ、本計画については譲渡人から全額融資を受けており、譲受人の資力・信用に問題はなく、計画日程及び内容からも事業目的が果たされ、周辺農地への影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えております。

以上で議案第11号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。森畑委員、お願いします。

森畑委員 議案第11号についてご説明いたします。添付の地図からお解かりのとおり、申請農地につきましては、国道176号線の名来1交差点から東へ150メートルのところにあり、2筆が一体となった農地です。太陽光発電設備の設置については、特に問題ないと思われま。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

丸 委員 水利組合や農会等の同意はもらっているのか。

事務局 同意書はいただいております。高さがあるものではなく、水利を妨げるものでもありませんので、問題はないと思われま。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 なければ、議案第11号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、意見書をつけて県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第11号につきましては、県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第12号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第12号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。【議案書朗読】

議案内容についてご説明いたします。本申請地は、国が所有する生産緑地であり、本申請地の賃借人が、主たる従事者として耕作しておりましたが、賃借人が平成28年1月20日に亡くなられ、農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条

の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。現在、本申請地は、賃借人の親族により農地として保全されており、12月2日の現地調査により現況を確認しております。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。茶谷委員、お願いします。

茶谷委員 議案第12号についてご説明いたします。添付の地図からもお解かりのとおり、申請農地につきましては、JR 生瀬駅から東へ510メートルのところにあります。この農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 なければ、議案第12号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第12号につきましては、証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第13号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第13号「非農地証明書交付の件」でございます。議案書3ページをご覧ください。【議案書朗読】

まず、本日配付しております資料「西宮市農業委員会事務取扱要領(9条1項抜粋)」をご覧ください。非農地である旨の証明の願出ができるのは、西宮市事務取扱要領第9条1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。

番号1の申請農地につきましては、12月1日の現地調査により、現況が宅地であることを確認し、また登記事項証明書により、宅地となって20年以上経過していることを確認しました。したがって第9条第1項の「第1号」に該当します。番号2の申請農地につきましては、12月2日の現地調査により、現況が山林であることを確認し、また国土地理院空中写真撮影記録により平成8年3月6日時点で山林であったことを確認しました。したがって第9条第1項の「第4号ア」に該当します。番号3の申請農地につきましては、12月2日の現地調査により、現況が宅地であることを確認し、また

登記事項証明書により、宅地となって20年以上経過していることを確認しました。したがって第9条第1項の「第1号」に該当します。

以上3件とも、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案第13号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。番号1については高田委員、番号2については二本松委員、番号3については森畑委員、順番によりよろしくお願いいたします。

高田委員

議案第13号番号1についてご説明いたします。申請地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、県道82号線鷲林寺町交差点から南西へ45メートルのところにあります。この申請地は、55年ほど耕作はされておらず、居宅として利用されております。つきましては、当該申請地については、非農地証明書を交付しても問題はないと考えております。以上で番号1の地元委員の説明を終わります。

二本松委員

議案第13号番号2についてご説明いたします。申請地は、議案書10ページの地図でもお解かりいただけると思いますが、県道82号線船坂交差点から北へ450メートルのところにあります。この申請地は、樹齢20年以上は経っている松の木などが生え、落ち葉も堆積している状態で、一帯は竹林に覆われて日当たりも悪く、道らしき道も無い状況などから、少なくとも20年以上耕作はできていないものと判断できます。つきましては、当該申請地については、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明書を交付しても問題はないと考えます。以上で番号2の地元委員の説明を終わります。

森畑委員

議案第13号番号3についてご説明いたします。申請地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、公智神社から北東へ100メートルのところにあります。この申請地は、20年ほど耕作はされておらず、居宅駐車場として利用されております。つきましては、当該申請地については、非農地証明書を交付しても問題はないと考えます。以上で番号3の地元委員の説明を終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議長

なければ、議案第13号「非農地証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第13号につきましては、証明書を交付することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第30号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第30号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書4ページをご覧ください。【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第31号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第31号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書5ページをご覧ください。【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第32号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第32号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。【議案書朗読】

以上3件とも、現地調査及び関係委員の皆様への確認の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

本日予定いたしておりました議案審議並びに報告案件はすべて終了いたしました。こ

れをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 5 5 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)